

「計量法施行規則の一部を改正する省令等の省令及び告示案」
に対する意見募集の結果について

平成31年3月29日
経済産業省
産業技術環境局
計量行政室

平成31年2月8日付で「計量法施行規則の一部を改正する省令等の省令及び告示案」に対する意見募集を行ったところ、1件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表いたします。

御協力いただき、誠にありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

平成31年2月8日（金）～平成31年3月9日（土）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載。

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール、郵送、FAX。

2. 御意見の総数

1件

3. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

4. その他

「特定計量器検定検査規則及び特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」及び「計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める西暦年数の表記方法、検定証印をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式を定める件の一部を改正する告示」については、2月8日（金）にパブリックコメントに付した後、条文案に技術的修正を施しまし

た。

5. 本件に関するお問合せ先

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室

パブリックコメント担当

電話：03-3501-1688